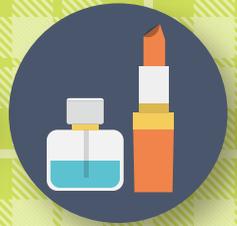
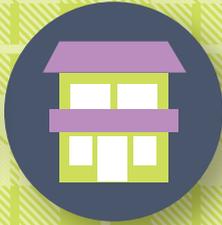


# みんな消費者だから

～大学生から考えてみよう!～



チーバくん



千葉県

# コンビニでおにぎりを 買うことって契約？

消費者

消費者契約

- ◆「消費者」や「契約」について学習してみましょう。
- ◆契約をなかったことにするための法律要件等を学んでみましょう。

## 事例

case

1

大学生のA君は、自宅近くのコンビニエンスストアで朝食用のおにぎりや牛乳を購入し、バスと電車を乗り継いで大学のキャンパスに到着しました。1限の「法学概論」の講義で「暮らしと契約」というテーマを学んでいたところ、今朝から今まで「契約」を何回結んだのか気になりはじめました。

case

2

大学生のBさんは、最近話題のスマートフォンのオンラインゲームに興味を持ち、暇な時間があればいつでもスマートフォンの画面に向かっていきます。ある時、興味本位で有料で遊ぶことができるサイトにアクセスしてしまい、キャラクターを強くする武器やポイントを得るために、ついつい課金をしてしまいました。

## 解説

### 「消費者」って誰を指すの？ 契約はいつ成立しているの？

商品やサービスを消費するという意味で、日常生活においては様々な場面で消費活動が行われます。いうまでもなく、消費活動にあたっては契約が前提となっており、消費者契約法では「消費者」と「事業者」との間で締結される契約を「消費者契約」とされています。例えば、「おにぎりを買いたい」という消費者の意思と「おにぎりを売りたい」という事業者の意思が互いに合致すれば契約が成立したことになります。契約書を交わすことがなくても、口頭でも成立します。

すなわち、ケース1ではおにぎりや牛乳の売買契約が成立しています。またバスや電車に乗る場合、契約内容をいちいち確認することなく乗車していますが、それぞれ運送契約が成立しています（大量かつ定型的な取引であるため、予め定められた運送約款に同意して利用したもののみなされます）。

それでは、ケース2ではどうでしょうか。実際にスマートフォンのオンラインゲームのサービスを利用したことのある方は目にしたことがあるかもしれませんが、一般的にユーザーは利用規約に承諾した上でゲームを始めることになっています。つまり、「利用規約=契約条項」に承諾することによって契約は成立したことになります。



消費者教育ポータルサイト  
「生活の管理と契約」の領域  
消費者庁



誌上法学講座  
2013年9月号 (No.14)等  
独立行政法人国民生活センター



## 契約は意思表示をしたらすべて成立してしまうの？

いったん契約が成立すると、両当事者は契約した内容を守らなくてはなりません。売買契約の成立により、お店(「事業者」)はおにぎりを渡す義務が生じ、買った人(「消費者」)はお金を払う義務が生じます。

しかし、契約の取消が可能になったり、無効になるケースについて、民法、消費者契約法その他の法律によって定められています。不適切な契約(法律的には瑕疵(かし)のある契約といいます)は取消・無効を主張できます。

### <取消を主張できるケース>

- 契約することを強制・強迫された(強迫)
- だまされて契約した(詐欺)
- 未成年者の契約(未成年者取消権)
- 事理弁識能力(単独での日常生活が可能な精神能力)を有さない成年被後見人がした契約
- 事実と異なることを告げられて契約したとき(不実告知)
- 好条件ばかり強調して、不利益については何も告げられない(不利益事実の不告知) etc

### <無効を主張できるケース>

- 重要なことを勘違いするなどして契約した(錯誤)
- 公序良俗に反する契約 etc

取消!

無効!



## Point

これから説明するように消費者問題に直面する危険性は、私たちの日常生活のあらゆるところに潜んでいます。どのようなときに契約を取消・無効とできるか、詳しく確認してみましょう。

- 日常生活は様々な「契約」で成り立っています。
- 消費活動を行う者は誰でも「消費者」という立場になります。
- 「契約」は互いの意思の合致で成立します。  
(なお、保証契約や消費貸借契約など例外もあります)
- 不適切な契約(瑕疵のある契約)は取消・無効を主張できるのが原則です。

## “取消”と“無効”の違いとは

法律では「取消」と表現されたり「無効」と表現されたりしていますが、これには明らかな違いがあります。

### 取消とは▼

取消をする人(取消権者)がその意思表示をもって、はじめて遡って効果がないものとなります。すなわち取消をするまで、契約は一応「有効」の状態が継続されています。

### 無効とは▼

最初から当然に効果がないものとして扱われます。取消とは異なり「一応有効」ということもなく最初から契約が成立していないことになります。

# 2

## 本当に 魔法のカード？

クレジットカード  
利用の注意点



- ◆財布に現金がない場合でも買い物ができるクレジットカードは、とても便利です。しかし、使い方次第では債務が膨らむ場合があります。クレジットカードの利用上の注意点や取扱い等について学んでみましょう。
- ◆クレジットカードの仕組みを学び、適切な使い方を改めて考えてみましょう。
- ◆「お金を借りる」という意識を踏まえて、支払方法の種類等について学びましょう。

### 事例

case

1

大学生のAさんはアルバイトの給与振込前で財布に1万円しかありませんでした。しかし、どうしても欲しい期間限定の高級バッグ(10万円)があり、クレジットカードの限度額が10万円だったのでためらっていたところ、店員さんから「リボ払いを使ってクレジットカードで購入したらいいじゃない」と言われ、結局リボ払いで購入しました。

case

2

大学生のB君は、クレジットカードの利用明細に「キキンソク・ネット」と記載され、買い物した記憶がない請求がありました。クレジット会社に問い合わせたところ、インターネットショッピングで商品購入した記録であると言われました。購入時に入力された暗証番号は友人のC君の携帯電話番号の一部で、クレジットカードを悪用されたことが分かりました。

### 解説

#### クレジットカードとは？

月に一度の締切日を設けて、その間の利用分をまとめて所定の支払日に決済する支払手段です。クレジット(credit)とは「信用」という意味で、カード利用者を「信用」して発行されるカードといえます。

したがって、クレジットカードの発行にあたっては、クレジット会社に一定の信用があると認められる必要があります。カード利用者は予めクレジット会社と契約を結び、消費者が購入した商品などの料金をクレジット会社が立替えて販売店に支払います。その後、消費者は支払日に、クレジット会社に対して代金を支払うことになります。



クレジットの基礎知識  
一般社団法人  
日本クレジット協会



クレジットの正しい利用7か条  
公益財団法人  
日本クレジットカウンセリング協会



奨学金の制度(貸与型)  
独立行政法人  
日本学生支援機構